



各 位

平成 26 年 1 月 22 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社  
代表者名 取締役社長 益 子 修  
コード番号 7211 東証第 1 部  
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長  
黒井義博  
(Tel. 03-6852-4206)

## 「発行価格及び売出価格等の決定」並びに 「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ

平成 26 年 1 月 7 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式の売出し  
に関し、発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、平成 25 年 12 月 26 日開催の当社取締役会において決議いたしました資本金及び資本準備金の額  
の減少に関し、資本金及び資本準備金の額の減少の日程が確定いたしましたので、併せてお知らせいた  
します。

### 記

#### I. 新株式発行及び株式売出しについて

##### 1. 公募による新株式発行

(1) 募集株式の種類及び数 (注)1	下記①乃至③の合計による当社普通株式 217,750,000 株
	①国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象 株式として当社普通株式 145,450,000 株
	②海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式 として当社普通株式 64,550,000 株
	③海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的 に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限 として当社普通株式 7,750,000 株
(2) 払 込 金 額 (注)1	1 株につき 1,120 円
(3) 払 込 金 額 の 総 額 (注)2	243,880,000,000 円
(4) 増加する資本金及 (注)2	増加する資本金の額 121,940,000,000 円
び資本準備金の額	増加する資本準備金の額 121,940,000,000 円
(5) 申込期間 (国内)	平成 26 年 1 月 23 日 (木) ~ 平成 26 年 1 月 24 日 (金)
(6) 払 込 期 日	平成 26 年 1 月 29 日 (水)

(注)1 発行価格 (募集価格) は払込金額と同一の金額であります。

2 海外引受会社が上記(1)③に記載の権利を全て行使した場合の数字です。

ご注意：この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社 (以下「当社」という。) の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書 (作成された場合) 及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 23,250,000 株
(2) 売 出 価 格	1 株につき 1,120 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	26,040,000,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 26 年 1 月 23 日（木）～平成 26 年 1 月 24 日（金）
(5) 受 渡 期 日	平成 26 年 1 月 30 日（木）

3. 第三者割当による新株式発行

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 23,250,000 株
(2) 払 込 金 額	1 株につき 1,120 円
(3) 払 込 金 額 の 総 額	(上限) 26,040,000,000 円
(4) 増加する資本金及 び資本準備金の額	増加する資本金の額 (上限) 13,020,000,000 円 増加する資本準備金の額 (上限) 13,020,000,000 円
(5) 申込期間（申込期日）	平成 26 年 2 月 24 日（月）
(6) 払 込 期 日	平成 26 年 2 月 25 日（火）

II. 資本金及び資本準備金の額の減少について（開示事項の経過）

当社は、平成 25 年 11 月 6 日に公表した「三菱自動車 資本再構築プラン」に基づき当社優先株式の取得を行うにあたって会社法上必要となる分配可能額を確保することを目的として、上記「I. 1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集及び海外募集（以下「本公募増資」と総称する。）並びに上記「I. 3. 第三者割当による新株式発行」に記載の第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といい、本公募増資と併せて「本増資」と総称する。）によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額で、それぞれ資本金及び資本準備金の額を減少させることを予定しており（以下、本公募増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少を「本公募増資に係る資本金等の額の減少」、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少を「本第三者割当増資に係る資本金等の額の減少」といい、両者を併せて「本資本金等の額の減少」と総称する。）、本資本金等の額の減少について、いずれも、平成 25 年 12 月 26 日開催の当社取締役会において決議しておりました（詳細は、平成 25 年 12 月 26 日付けプレスリリース「「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」及び平成 26 年 1 月 7 日付けプレスリリース「「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」をご参照下さい。）が、本資本金等の額の減少の日程が確定しましたので、お知らせいたします。その他の事項については、同プレスリリースに記載された内容から変更はありません。

資本金及び資本準備金の額の減少の日程

平成 25 年 12 月 26 日（木）	取締役会決議
平成 25 年 12 月 27 日（金）	本資本金等の額の減少に係る債権者異議申述公告
平成 26 年 1 月 27 日（月）	本資本金等の額の減少に係る債権者異議申述最終期日
平成 26 年 1 月 29 日（水）	本公募増資に係る資本金等の額の減少の効力発生日
平成 26 年 2 月 25 日（火）	本第三者割当増資に係る資本金等の額の減少の効力発生日

ご注意：この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 26 年 1 月 22 日 (水)	1,167 円
(2) ディスカウント率		4.03%

2. シンジケートカバー取引期間

平成 26 年 1 月 25 日 (土) から平成 26 年 2 月 18 日 (火) まで

3. 今回の調達資金の使途

本増資に係る手取概算額合計上限 257,091,000,000 円については、2,100 億円を上限の目途として平成 26 年 3 月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成 28 年 3 月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、上記の当社優先株式を取得するための資金として充当する上限の目途とした金額に関する事項並びに設備投資の概要及び設備投資計画の内容等の詳細につきましては、平成 26 年 1 月 7 日付けプレスリリース「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせをご参照下さい。

4. 潜在株式による希薄化情報

平成 26 年 1 月 7 日付けプレスリリース「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせの<ご参考>「5. その他 (2) 潜在株式による希薄化情報」にて「未定」としておりました事項について、以下のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。詳細につきましては、平成 26 年 1 月 7 日付けプレスリリース「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせをご参照下さい。

	本公募増資の実施後における有効な転換価額で取得された場合に交付される当社普通株式の総数	本増資による普通株式発行後の発行済普通株式総数に対する割合 (見込み)
第 1 回 A 種優先株式	39,074,074 株	4.52%
第 1 回 G 種優先株式	123,809,523 株	14.33%
第 2 回 G 種優先株式	144,295,629 株	16.70%
第 3 回 G 種優先株式	8,740,359 株	1.01%
第 4 回 G 種優先株式	25,706,940 株	2.98%

(注) 1. 各種類株式の転換価額は以下のとおり確定しております。

	修正後転換価額
第 1 回 A 種優先株式	1,080 円
第 1 回 G 種優先株式	1,050 円
第 2 回 G 種優先株式	1,167 円
第 3 回 G 種優先株式	1,167 円
第 4 回 G 種優先株式	1,167 円

2. 本増資による普通株式発行後の発行済普通株式総数は、海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式数及び本第三者割当増資による新株式発行の募集株式数の全株について発行がなされた場合の当社普通株式数で算出しております。

以上

ご注意：この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。